

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 実施方針に関する質問への回答書

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
1	3	2	4)	イ)	4) 指針及び各種基準等	一般的に「⑨その他本事業に関する要綱、指針等」ではあいまいな表現や、書類間の矛盾などで仕様を一義的に決められないケースが見受けられます。このような場合は、技術提案で明確にした仕様が優先するという理解でよろしいでしょうか。 例えば要綱、指針ではAが望ましいがBでもよいと解釈できる場合、技術提案でBと記載すればBが優先されると考えております。 理由としては、事業者側は、技術提案の仕様に基づき適正な原価を算出するため、契約後に技術提案以上の仕様が求められることが予測される場合、相当のリスクを見込まざるをえない事情がございます。	要綱、指針等で認められる内容については左記の通り、技術提案を優先とします。
2	3	2	4)	イ)	4) 指針及び各種基準等	本事業は、貴市HPで公表されている「小山市建設工事請負契約約款（令和2年10月1日更新）」が適用されるという理解でよろしいでしょうか。 また、適用される場合、保証ありと無保証のどちらでしょうか。	基本契約(案)、設計建設業務請負契約書(案)及び維持管理業務委託契約書(案)において示します。 なお、上記の契約書(案)は、本市のHPで公表されている「小山市建設工事請負契約約款（令和2年10月1日更新）」を参考としています。
3	3	2	5)	イ)	維持管理期間について	「ただし、令和4年3月31日までに維持管理業務を適切に実施するための準備が完了していること」とありますが、準備期間は運転維持管理業務委託契約を締結する令和4年2月上旬～令和4年3月31日までと考えてよろしいでしょうか。事業者側の習熟期間として、委託契約を締結する以前から、協議により開始させて頂くことは可能でしょうか。	基本協定、事業契約の締結以前に習熟に関する協議は可能としますが、契約が締結できなかった場合は委託料の発生はありません。
4	3	2	5)		事業期間	※1に記載されている「現行の委託業者から引き継ぐ」との記載があります。期間としてはどの程度の期間を考慮されているかお教えください。	No.3を参照。
5	3	2	7)	エ)	設計建設期間	「契約締結日から令和12年3月まで」との記載されています。設計終了後建設となりますが建設開始時期についての制約がないとの理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
6	4	3	1)		1) 設計建設業務について	設計建設業務一覧表に調査から設計業務を応募者が行うよう記載がありますが、要求水準書に基準が定められており、それに基づいて設計図書を全て作成するという理解でよろしいですか。	要求水準書に示された内容を満足するように設計・建設業務を実施して下さい。
7	4	3	1)		設計建設業務	調査設計業務・調査業務における地質調査、埋設物調査については事業者の判断により、必要に応じて調査するとの理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。ただし、事業者の判断に誤りがあった場合に生じた問題については事業者の責任において対処となります。
8	5	3	3)	ウ)	⑦ 修繕業務の定義	維持管理業務内における修繕業務について、現状委託されている業務範囲同等の修繕という理解でよろしいでしょうか。	範囲は現委託より増えており、要求水準書において示します。
9	5	3	4)		4) 事業期間終了時の対応	設備の引き渡し条件についての詳細は、要求水準書等でご教示戴けるという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
10	6	4	1)		各浄水場の施設能力	例えば、整備後施設能力について若木浄水場において27,675m ³ /日の整備後施設能力と記載されており、公称能力についても27,675m ³ /日と記載されています。取水については、最大で34,000m ³ /日とあり、取水能力に対して浄水場の設備能力が足りない状況です。今回、既存の浄水場土木躯体を流用する事から、処理能力としては、27,675m ³ /日として計画を行えばよろしいでしょうか。 取水条件と公称能力が一致しませんが、建設工事としては、公称能力の設計を行えば良いという理解でよろしいでしょうか。	予備水源である井戸を除いた表流水を処理可能な施設能力として27,675m ³ /日処理可能な施設として下さい。なお、現状では予備水源の井戸も運用していることから、若木浄水場からの配水量に関しては、27,675m ³ /日以上となっている日もあります。
11	8	4	2)		2) 整備内容について	表7 若木浄水場の整備対象施設No2、浄水施設、概要欄に沈砂池、沈殿池、急速ろ過池について耐震補強を行うとあり、別紙8 耐震補強工事の概要に耐震補強構造図が記載されていますが、補強方法に伴う詳細設計図、設計数量等は公告時に提示されると理解してよろしいですか。	閲覧資料として補強図、数量計算書、構造計算書を提示する予定です。提示された資料を参考にして、対象施設の補強設計を行って下さい。
12	8	4	2)		2) 整備内容について	表7 若木浄水場の整備対象施設No2、浄水施設、概要欄に沈砂池、沈殿池、急速ろ過池について耐震補強を行うとあり、別紙8 耐震補強工事の概要に耐震補強構造図がありますが、円形配水池の図面はありません。耐震補強工は無しと理解してよろしいですか。	左記のご理解の通りです。
13	8	4	1)	ウ)	② 表6 羽川西浄水場の計画水量	表流水整備時に安定水利権 0.282m ³ /s 取得見込み と記載されていますが、当該水利権について、応募者として何か実施すべき事項や、責任を持つ点等は提案事項としてよろしいでしょうか。	当該水利権に対する事業者提案は特に想定しておりませんが、事業者提案を行うことは問題ありません。
14	8	4	2)		表7～9 整備対象施設	整備内容詳細検討にあたり、既設施設の「容量計算書」「図面」「機器重量」をご提示いただくことは可能でしょうか。	閲覧資料として可能な範囲で提示します。
15	9	4	2)		表7 若木浄水場の整備対象施設 No.2 浄水施設	表7では若木浄水場の耐震補強の対象施設として「沈砂池」、「沈殿池」、「急速ろ過池」が記載されており、別紙8 耐震補強工事の概要には、「急速ろ過池」の耐震補強構造図面及び内面防水塗布図が含まれておりません。 「急速ろ過池」の耐震補強構造図面及び内面防水塗布図を追加配布願います。	凝集沈殿池耐震補強構造図及び高速凝集沈殿池内面防水塗布図に急速ろ過池が含まれています。

16	9	4	2)		表7 若木浄水場の整備対象施設 No.2 浄水施設	実施方針書では若木浄水場の沈砂池、沈殿池、急速ろ過池の耐震補強の概要をご提示顶けましたが、詳細な資料(数量、構造計算等)をご提示頂けるという理解で宜しいでしょうか。	No.11を参照。
17	9	4	2)		表7 若木浄水場の整備対象施設 No.3 排水処理施設	「脱水施設は既存施設を継続利用する」とは、「既存建築・土木の施設」という理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
18	9	4	2)	表7	6 若木浄水場の整備対象施設 について	「受変電設備、動力設備、計装設備、中央監視設備、ITV設備を更新し、自家発電設備を新設する。」とありますが、中央監視設備について、若木浄水場から鶺鴒浄水場のすべての機器の監視・操作を継続するため、若木浄水場の全面更新前に、若木浄水場中央監視設備を立ち上げる必要があると考えております。若木浄水場中央監視設備新設用の無停電電源装置を設置した場合、新設無停電電源装置への商用電源供給は既設受変電装置より電源供給して頂けると考えてよろしいでしょうか。	立ち上げる順序や電源供給元については事業者提案となりますが、既設受変電装置の空きからの電源供給は可能です。なお、既設受変電装置からの電源供給とした場合、電気料金は市で負担とします。
19	9				表7 若木浄水場の整備対象施設 No.8 工作室 及びについて	発電機設置場所には、工作室があります。表.7には「工作室を撤去する場合は、工作室を新設」とありますが、撤去せずに設置可能な候補位置をご教示ください。	設置場所は事業者提案となります。
20	9	4	2)		表7 若木浄水場の整備対象施設 No.9 場内整備	沈殿池、急速ろ過池の道路側フェンスについて、具体的な更新範囲及び高さをご教示ください。	フェンス設置理由は道路側から異物を沈殿池・急速ろ過池に投げ入れられることを防止するため(テロ対策)になります。更新範囲と高さは事業者提案となります。
21	9	4	2)		2)整備内容	鶺鴒浄水場の「深井戸ポンプ」は更新対象ですが、若木浄水場の「深井戸ポンプ」は本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	若木浄水場の深井戸ポンプも更新対象となります。別紙7を参照下さい
22	9	4	2)		表8 若木浄水場の整備対象施設	1.「原水を取水する取水ポンプ設備を更新する。」とあり、また、別紙7「若木浄水場取水～沈殿池設備フローシート(更新)⑤取水ゲート更新の際も取水停止となることが考えられます。よって、表17に示されている「要求水量の未達成」になる恐れが考えられますが、取水ポンプおよび取水ゲート設備の取水塔更新範囲は取水停止を伴わない施工方法を想定されていると理解してよろしいでしょうか。	別紙7では4つ全てのゲートを更新することになっていますが、一番下のNo.4は更新が難しい場合、協議の上、更新対象範囲を今後No.1～3に変更可能です。これらのゲートに関しては比較的短期的な取水停止で対応可能という想定をしています。
23	9	4	2)		表8、2、浄水施設、施工範囲 について	鶺鴒浄水場における急速ろ過機の更新対象はろ過砂交換・塗装修繕のみで、更新対象に本体や配管・弁更新は含まれないという理解で宜しいでしょうか	左記のご理解の通りです。
24	9	4	2)		表8、3、排水処理施設、施工 範囲について	鶺鴒浄水場機械設備における排水汚泥引抜ポンプの更新対象はポンプ更新のみで、更新対象に配管・弁更新は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
25	9	4	2)	表8	2 鶺鴒浄水場の整備対象施設 について	「浸水対策を行う。」とありますが、浸水高さ〇mなど具体的な対策内容をご教示ください。	要求水準書に示します。
26	9	4	2)	表8	4 鶺鴒浄水場の整備対象施設 について	「浸水対策を行う。」とありますが、浸水高さ〇mなど具体的な対策内容をご教示ください。	要求水準書に示します。
27	9	4	2)	表8	6 鶺鴒浄水場の整備対象施設 について	「計装設備、中央監視設備の更新と動力設備を増設する」とありますが、中央監視設備について、既設鶺鴒浄水場のSQC電源は、既存設備から無停電電源として供給されているでしょうか?今回事業にて、鶺鴒浄水場の中央監視設備の更新を行う際、既存設備から無停電電源を供給して頂けると考えてよろしいでしょうか。	左記の考えの通りです。
28	9	4	2)	表8	6 鶺鴒浄水場の整備対象施設 について	「計装設備、中央監視設備の更新と動力設備を増設する」とありますが、動力設備について、新設コントロールセンタにて各設備に給電する場合、新設コントロールセンタは、鶺鴒浄水場の既設受変電設備から電源供給して頂けると考えてよろしいでしょうか。	既設の受変電設備を使用するかは事業者提案となります。なお、増設する動力設備は予備のポンプ増設となります。
29	9	4	2)	表8	6 鶺鴒浄水場の整備対象施設 について	「計装設備、中央監視設備の更新と動力設備を増設する」とありますが、動力設備について、切替期間中を考慮し、既設コントロールセンタとは別電源で供給頂けると考えてよろしいでしょうか。	切替も含めて事業者提案となります。
30	9	4	2)	表8	6 鶺鴒浄水場の整備対象施設 について	「計装設備、中央監視設備の更新と動力設備を増設する」とありますが、動力設備について、既設受変電設備の改造が発生する場合、関連工事(別途発注)で対応頂けると考えてよろしいでしょうか。	軽微な内容ではなく、既設メーカーの優位性が出てしまう既設の機能増設については協議の上、関連工事に対応とします。
31	10	4	2)		表9 羽川西浄水場の整備対象施設 5. 水質分析設備	各種水質を分析する機器を更新する。とありますが、設計建設JV、維持管理JV、いずれの業務範囲となるのでしょうか。	設計建設の業務範囲となります。

32	10	4	2)	表9	4	羽川西浄水場の整備対象施設について	「動力設備の増設、自家発電設備と中央監視設備の一部の更新を行う。」とありますが、中央監視設備について、羽川西浄水場中央監視設備用の無停電電源装置は、既設受変電設備より電源供給して頂けると考えてよろしいでしょうか。	既設受変電を使用するかは事業者提案となりますが、既設受変電装置の空きからの電源供給は可能です。なお、既設受変電装置からの電源供給とした場合、電気料金は市で負担とします。
33	10	4	2)			表10 関連工事 No.1若木浄水場中央監視設備修繕について	左記関連工事についての施工予定時期をご教示願います。	令和4～5年度の2か年を予定しているが、現場着手時期は未定となります。
34	10	4	2)			表10 関連工事 No.2羽川西浄水場電気設備機能増設について	左記関連工事についての施工予定時期をご教示願います。	事業者提案に合わせた実施時期とします。ただし、実施する約2年前に金額及び実施する詳細な内容の提示が必要となります。
35	10	4	2)			表10 関連工事 (別途発注)の整備対象施設	これら施設は、本事業(若木浄水場等更新整備及び維持管理業務)の対象範囲外であり、別途発注となっておりますが、発注時期についてご教示下さい。	No. 33、34を参照。
36	10					表10 関連工事 (別途発注)の整備対象施設	発注時期及び工期をご教示ください。	No. 33、34を参照。
37	10	4	3)			3)整備に係る前提条件	若木浄水場の更新前に鶺島浄水場の設備修繕、羽川西浄水場の施設能力増強を実施とのことですが、鶺島浄水場と羽川西浄水場の施工の順番は、事業者提案によるものという理解でよろしいでしょうか。また、若木浄水場の更新工事の着工時期について上記以外の制約や条件がありましたらご教示願います。	前段の鶺島浄水場と羽川西浄水場の施工の順番については事業者提案となります。後段の若木の着工時期は制約なしとなります。
38	10	4	3)			表11 整備に係る前提条件	1 整備時期について「若木浄水場の更新前に鶺島浄水場の設備修繕、羽川西浄水場の施設能力増強を実施とする」と記載されておりますが、鶺島浄水場の設備修繕、羽川西浄水場の施設能力増強の順番については、提案事項としてよろしいでしょうか。	No. 37を参照。
39	10	4	3)			表11 整備に係る前提条件 No.3 取水量について	「表流水を優先的に取水し、不足分は地下水で補うものとする。若木浄水場、羽川西浄水場の取水比率については、事業者の提案とする。」とありますが、比率上限を決める上で制限や条件はありますか。(例えば上限や下限など)	処理能力及び水利権上の制約はありますが、それ以外の条件はありません。
40	10	4	3)	表11	2	整備に係る前提条件について	「若木浄水場からすべての機器の監視・操作が可能であり、更新中、更新後もこれを継続とする。」とありますが、既存の資料と完成図書の間隔は可能でしょうか。	既設図書を閲覧資料として示します。また、監視・操作に関する想定点数について要求水準書において示します。
41	10	4	3)	表11	4	整備に係る前提条件について	「若木浄水場の更新中は、公称能力の半分を確保するもの」との条件が示されていますが、設備停止時期(夏場、冬場、梅雨時期等)に条件があれば、提示願います。	必要配水量及び配水圧力が確保できれば設備停止時期の条件はありません。
42	10	4	3)	表11	4	整備に係る前提条件について	各浄水場の設備更新、増強における切替段階において、配水量のバックアップ確保を検討するため、各機場における運用状況、配水系統が確認できる資料を提示頂けないでしょうか。	各浄水場の配水量に関する年報は閲覧資料として示します。
43	10	4	4)	ア)		ア) 工事区域及び維持管理区域	「別紙5 工事期間中に利用可能な用地(斜線部)」について、借用時に使用用途の制限がある場合は、ご教示願います。(工事用現場事務所、休憩所、資機材仮置き等の用途で想定。)	水道用地となり、都市計画法等の関連法を厳守する範囲であれば使用用途の制限はありません。
44	10	4	4)	ア)		ア) 工事区域及び維持管理区域	「用地の調達に際しては、工事期間中に利用可能な用地を別紙5に示す。」とありますが、別紙5の「工事期間中に利用可能な用地(面積約700m ²)」は設計建設期間中無償で使用できるという理解でよろしいでしょうか。また、有償である場合は、その費用をご教示願います。	設計建設期間中は無償で使用可能です。
45	11	4	4)	ア)		工事区域及び維持管理区域	「工事期間中の利用可能な用地を別紙5に示す」と記載がありますが工事期間中は無償にて貸与していただけるという理解で宜しいでしょうか。	No. 44を参照。
46	11					表12 若木浄水場の立地条件	羽川西浄水場及び鶺島浄水場について立地条件をご教示ください。	小山市ホームページ(おやまわが町ガイドマップ、小山市水道事業の概要)で公表されておりますので、ご確認ください。
47	13	5	1)	イ)	④	1) 応募者の構成等	『代表企業と各構成企業との間で業務等の分担又は出資に関する協定を締結していること。』とありますが、貴市へ協定書の写し等の提出は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	応募資格審査に関する提出は不要となりますが、優先交渉権者決定後、提出を求めることがあります。
48	13	5	1)	イ)	④	応募者の構成及び事業スキーム	「代表企業と各構成企業との間で業務等の分担又は出資に関する協定を締結していること」と記載されておりますが、入札時までに締結されていれば良い、という理解で宜しいでしょうか。	1月下旬予定の基本協定締結までには締結が必要となります。
49	13	5	1)	ウ)		統括責任者について	統括責任者は各事業期間において専任とはあるが常駐する義務はないとの理解で宜しいでしょうか。また、統括責任者には資格要件が必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
50	13	5	1)	ウ)		代表企業の統括責任者について	代表企業が専任で配置する統括責任者について資格要件等はありませんでしょうか。また、設計、建設、維持管理等の事業の進捗に合わせて変更することは可能でしょうか。	前段については左記のご理解の通りです。後段については統括責任者は設計、建設、維持管理の事業を通じて配置としますが、進捗に合わせた変更は市と協議とします
51	14	5	1)	オ)		オ) 維持管理JVの組成方法	維持管理JVを組成する構成企業は、機械設備企業と電気設備企業が含まればあとは民間提案という理解でよろしいでしょうか。	維持管理JVの構成企業として維持管理企業を含む2社以上のJVとしますが、機械設備企業及び電気設備企業を含むかは事業者提案とします。

52	14	5	1)	オ)	オ) 維持管理JVの組成方法	5章1) 節オ) 項において、維持管理JVの組成方法は応募グループの提案となっております。他方、2) 節の『事業スキーム例』では、設計建設JVメンバーである、「機械設備企業」及び「電気設備企業」が維持管理JVの構成企業となっております。設計建設JVのメンバーである「機械設備企業」または「電気設備企業」がそれぞれ複数ある場合に、その全ての「機械設備企業」及び「電気設備企業」が維持管理JVの構成企業となることが求められるのでしょうか。	No. 51を参照。
53	14	5	1)	オ)	応募者の構成及び事業スキーム	「維持管理JVの組成方法は応募グループの提案とする。」とありますが、維持管理JVは単独の企業でも問題ないという認識で宜しいでしょうか。	No. 51を参照。
54	14	5	1)	オ)	維持管理JVの組成方法	維持管理JVの組成方法は事業者の提案とする。とありますが、維持管理企業が参加要件を満足する場合は電気設備企業の参画は無くて問題ないという理解で宜しいでしょうか。	No. 51を参照。
55	14	5	1)	キ)	主な連絡窓口について	主な連絡窓口は建設時の現場代理人等や維持管理期間の現場統括責任者等が窓口になれるとの理解で宜しいでしょうか。また、統括責任者の他に、構成企業における連絡窓口を設けても良いと理解して良いでしょうか。	統括責任者が発注者との統括的な連絡窓口となりますが、市の承諾を得れば統括責任者の他に構成企業における連絡窓口を設けることは可能です。
56	16	6	3)	ウ)	3) 土木建築企業に必要な資格要件について	土木一式工事、建築一式工事は主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置することになっていますが、土木・建築どちらか一方の資格を有している者が専任で配置されていれば良いとの理解で宜しいですか。	耐震補強を行うため、土木一式工事の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要です。建築一式工事が発生する場合は建築一式工事の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要です。
57	16	6	3)	エ)	3) 土木建築企業に必要な資格要件について	本事業の施工にあたって、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人を配置することになっていますが、技術者と現場代理人は兼務して宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
58	18	6	4)	ウ)	現場代理人及び監理技術者の変更について	本事業は施工開始から完了までには長期間を有するため、工事の進捗等により資格条件を満たす場合に限り現場代理人及び監理技術者の変更も可能との理解で宜しいでしょうか。	市と協議の上、認める場合には変更が可能です。
59	18	6	4)	ウ)	機械設備企業に必要な資格要件について	配置する主任技術者又は監理技術者は、設計及び機器製作期間と現地工事期間で変更することは可能でしょうか。また、主任技術者又は監理技術者と現場代理人等を兼任することは可能でしょうか。	機器製作期間と現場工事期間での変更は可能です。後段はNo. 57を参照。
60	18	6	4)	エ)	エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ)に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員配置について	本事業の施工開始後に監理技術者と現場代理人を配置する場合、監理技術者と現場代理人の兼務は可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 57を参照。
61	18	6	4)	エ)	機械設備企業に必要な資格要件について	配置する建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人は設計及び機器製作期間と現地工事期間で変更することは可能でしょうか。また、主任技術者又は監理技術者と現場代理人等を兼任することは可能でしょうか。	No. 57、59を参照。
62	18	6	5)	ウ)	電気設備企業に必要な資格要件について	配置する主任技術者又は監理技術者は、設計及び機器製作期間と現地工事期間で変更することは可能でしょうか。また、主任技術者又は監理技術者と現場代理人等を兼任することは可能でしょうか。	No. 57、59を参照。
63	18	6	5)	ウ)	電気工事の施工開始前までの専任は求めない。について	機器設計⇒現地施工⇒機器設計⇒現地施工と進めた場合、現地施工後の機器設計期間は専任を求めないという理解で宜しいでしょうか。	機器設計期間の専任は求めません。
64	18	6	5)	エ)	電気設備企業に必要な資格要件について	配置する建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人は設計及び機器製作期間と現地工事期間で変更することは可能でしょうか。また、主任技術者又は監理技術者と現場代理人等を兼任することは可能でしょうか。	No. 57、59を参照。
65	18	6	5)	エ)	技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。について	主任技術者又は監理技術者と現場代理人は兼任可能という理解で宜しいでしょうか。	No. 57を参照。
66	19	6	6)	ア)	「H0浄水施設運転管理の登録」について	複数の企業で構成する場合、代表企業及び構成企業の全ての企業が、令和3・4年度の小山市物品購入等入札参加有資格者名簿「H0浄水施設運転管理」に登録されているという理解でよろしいでしょうか。	維持管理企業のみ令和3・4年度の小山市物品購入等入札参加有資格者名簿「H0浄水施設運転管理」に登録が必要です。
67	23	9	3)	ア)	ア) 提案価格審査	プロポーザル公告の公表時に、本事業の見積上限価格は公表されるという認識でよろしいでしょうか。	募集要項に示します。
68	23	9	3)	ア)	提案価格審査	応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。とありますが、見積上限価格のご提示予定は有りますでしょうか。ご提示いただける場合は建設、維持管理等、各事業における内訳をお示しいただけるのでしょうか。	前段はNo. 67を参照。後段は内訳は非公表となります。
69	23	9	5)		プレゼンテーションの実施について	プレゼンテーションについては審査及び基礎審査後に詳細(時間、参加人数等)な通知をいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
70	26	11	3)		P. 26 11対価の支払い 3) 費用の支払方法	維持管理業務における支払いは、年1回はいは何回かに分けて支払われるのかご教示願います。	維持管理業務委託契約書(案)に示します。

71	26	11	3)			対価の支払い	費用の支払い方法にて、設計・工事などについては記載がありますが、維持管理については記載がないように思われますが、この点ご教示いただけますと幸いです。	No. 70を参照。
72	26	11	3)			対価の支払い	費用の支払い方法にて、「協定以上の金額」と記載がありますが、ここで言う、協定とは何を指すものなのか、明示いただけますでしょうか。	設計建設請負契約書（案）に示す支払限度額となります。
73	26	11	4)	ア)		補助金等	貴市で現在検討されている補助金の申請内容について、ご教示ください。	厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金を予定しています。
74	28	12	2)			表14 リスク分担表（案） 1/4 共通事項（1） No. 20 住民対応	若木浄水場は市街化区域に存在しており、住宅街に工事車両進入が想定されます。このことに関する住民説明は貴市にて実施するという理解で宜しいでしょうか。	住民説明会の実施に関しては、説明会を行う場合は、市が主体として実施し、受注者は資料作成、補助、並びに、一部説明を行うものとします。工事のお知らせ等の個別対応については、受注者対応とします。
75	28	12	2)			表14 リスク分担表（案）	安全確保No. 30見学者の損傷について、受注者のリスク分担となっておりますが、工事期間中は見学者の受け入れをお断りさせて頂く事は可能でしょうか。	前年度中に教育委員会に通知が必要となりますが、見学可能期間を設定することは可能です。また相当期間（半年以上等）、見学不可とする場合は、協議が必要となりますが、若木浄水場で見学者対応を行うものとします。
76	28	12	2)			表14リスク分担表（案） No. 8上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの	本項目に該当する／しないケースについて、No. 7との対比で具体的事例をご教示ください。	労働安全衛生法等の改定により従業員に対する労働環境の改善等が必要な場合等を想定しています。
77	28	12	2)	表14	20	リスク分担表（案） 住民対応について	住民対応について、受注者の帰責事由によるものとして、発注者と連携し対応する事を想定し、発注者欄に「▲」を追記頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
78	29	12	2)			表15 リスク分担表（案） 2/4 共通事項（2） No. 36 ▲※3 物価変動	一定の割合を超える費用負担について、設計建設工事請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書（案）で定めることになっていますが、その割合を定める根拠及び一定の割合を超える費用負担額を決定するための手順及び査定基準をご教示下さい。	設計建設請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書（案）に示します。
79	29	12	2)			表15 リスク分担表（案）	物価変動No. 36インフレ率を考慮した設計金額かと存じますが、設定されているインフレ率を開示いただけないでしょうか。（物価変動のリスクにて、以下記載がありますが、「一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は受注者」ここで設定されるインフレ率の開示とその設定値の考え方をご教示いただけますと幸いです。）	物価変動は委託料等の変更対象としているため、インフレ率は設定していないため、設計金額には含まれていません。
80	29	12	2)			表15 リスク分担表（案）	不可抗力No. 44の箇所にて、一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は受注者が負担と記載されておりますが、本事業に係る戦争、暴動、天災（風水害、地震、噴火等）に係る施設の損害について、施設の所有権を持たない当社として、そのリスクを負う事は、受け入れられないと考えます。一定の割合がどういった内容を考えられているのか、明示頂けますようお願い致します。	設計建設請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書（案）に示します。
81	29	12	2)	表15	36	リスク分担表（案） 物価変動について	物価変動の費用の増減に比較の基準日は、事業契約日と考えてよいでしょうか。	募集要項に示します。
82	29	12	2)	表15	44	リスク分担表（案） 不可抗力について	不可抗力の内容によっては、受注者の「▲」も対象外とし、受注者の負担は無しとするかは、発注者との協議にて決定すると考えてよろしいでしょうか。	原案の通りとします。
83	29	12	2)			表15リスク分担表（案） 欄外※3 設計建設工事請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書（案）について	左記資料はプロポーザル公告時に添付されるとの理解で宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
84	30	12	2)			表16 リスク分担表（案）	設計No. 48「発注者の帰責事由（提示条件の大幅な変更等）による設計の完了遅延・設計費の増大」とありますが、具体的にどのような内容が「発注者の帰責事由」に該当するかお示しいただけないでしょうか。	PCBやアスベストなどの含有物が見つかる等の事前の想定が困難な状況により、設計に影響があった場合を想定しています。
85	30	12	2)			表16 リスク分担表（案）	設計No. 48発注者の帰責事由により工事費の増大が判明した場合においては、設計変更（発注条件変更）及び工事費の追加をしていただけたとの理解で宜しいでしょうか。	協議の上、関連工事として対応することを考えています。
86	30	12	2)			表16リスク分担表（案） No. 53既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物及び撤去対象施設について	予見可能な判断基準は、提供されている既存資料及び現地で視認できるものと考えたとの理解で宜しいでしょうか。埋設配管の位置が資料等では不明で、可能性のみの場合は予見不可と考えます。	左記のご理解の通りですが、提供されている既存資料については今後予定する閲覧資料も含まれます。
87	30	12	2)			表16リスク分担表（案） No. 53既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物及び撤去対象施設について	アスベストが検出された場合、その除去にかかる費用は発注者負担との理解で宜しいでしょうか。	協議の上、関連工事として対応することを考えています。
88	30	12	2)	表16	55	リスク分担表（案） 工事遅延について	既存施設、撤去対象機器等において、アスベストやPCB混入等、受注者が想定しえない内容で工事遅延が発生した場合は、項目55に該当し、発注者帰責事由と考えてよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
89	30	12	2)	表16	58	リスク分担表（案） 工事費増大について	受注者の帰責事由以外の工事費増大については別途協議と考え、発注者欄に「▲」を追記頂けないでしょうか。	原案の通りとします。

90	30	12	2)			表16 リスク分担表(案)	引渡前損害No.62不可抗力による施設の引渡前損害についての規定にて、一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は受注者が負担と記載されておりますが、P29の不可抗力の内容(戦争、暴動、天災)での、施設の引渡前に発生した損害を当社が負う点、受け入れられないと考えます。一定の割合がどういった内容を考えられているのか、明示頂けますようお願い致します。	設計建設請負契約書(案)及び維持管理業務委託契約書(案)に示します。
91	31	12	2)	表17	66	リスク分担表(案) 水量・水質について	発注者の不適切な指示(判断)に関するものは発注者「●」となっておりますが、維持管理業務を始めるにあたり、施設の設備運転に関する発注者の指示(運転マニュアル案)は提示されると考えてよろしいでしょうか。	運転マニュアルの提示は可能ですが、指示ではなく、施設の設備運転に関する内容は事業者提案の範囲となります。
92	31	12	2)			表17 リスク分担表(案) 4/4 共通事項(4) 要求水量・水量の未達成 No.68	No.68 要求水質・水量の未達成において、「原水水質の急変(実績等から予測できないもの)により、施設の処理能力を超えた場合」とありますが、実績根拠となる過去の原水水質は実施方針書の別紙9において開示された平成27年から令和1年の水質データが該当するという理解で宜しいでしょうか。	閲覧資料として水質データを示します。
93	31	12	2)			表17 リスク分担表(案)	要求水質・水量の未達成No.71受注者帰責事由による浄水場の原水水量不足とは、運転操作上の取水量不足あるいは、取水塔ポンプ井の適度な頻度の排砂作業、スクリーンのごみ詰まりの除去を指して受注者の責務とするのであって、それら以外で河川及び地下水の事由に帰す事項は発注者様の責務と認識して宜しいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
94	31	12	2)			表17 リスク分担表(案) 4/4 共通事項(4) No.76 施設性能(整備施設)	No.76 施設性能(整備施設)において、「受注者が実施する機器等更新について、受注者の帰責事由により不具合が発生した場合」とありますが、これは契約不適合責任期間に限定されるものという理解でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
95	31	12	2)			表17 リスク分担表(案) No.77 既存施設の不具合・劣化・経年化による性能不足に関するもの	既存施設の部品交換・点検・修繕は本事業外との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に示します。既存施設の部品の交換や修繕等も含まれます。市が予定していた長期修繕計画も示しますので、こちらを踏まえて事業者提案となります。
96	32	13	2)	ア)	②	事業者の財務状況の確認について	財務状況の確認は、代表企業及び構成企業の全ての企業について実施し、評価・改善対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	JVの場合は財務状況の確認は不要となりますので削除します。
97	32	13	2)	イ)		セルフモニタリングについて	事業者自らが実施するセルフモニタリングの頻度及び内容は提案事項として認識して宜しいでしょうか。	設計建設期間については設計建設請負契約書(案)に示します。維持管理期間については事業者提案となります。
98	別紙4					事業範囲図	若木浄水場の発電機の新設予定箇所は現状では工作室となっておりますが、工作室は撤去及び新設をするという認識で宜しいでしょうか。また、新設予定箇所をお示し頂けますでしょうか。	No.19を参照。
99	別紙					別紙4 事業配置図 発電機設置場所について	発電機設置場所には、工作室があります。表.7には「工作室を撤去する場合は、工作室を新設」とありますが、撤去せずに設置可能な候補位置をご教示ください。	No.19を参照。
100						別紙4 事業範囲図	若木浄水場を囲っているフェンスを工事中一時的に撤去することは可能でしょうか。 (若木浄水場場内が非常に狭いため、効率的な更新工事が出来るよう、工事中一時的にフェンスを取り外し重機等を設置して機器撤去・搬入等作業を行います。)	警備上、維持管理上の問題がなければ可能です。
101	別紙6	4	11			鶴島浄水場整備対象施設	No.11機械設備(排水処理)のポンプ、弁類が更新対象、撤去対象○となっております(既設流用には○はなし)が、別紙7更新対象範囲のフローシートでは配管、弁類は更新範囲に赤塗りされていません。更新対象範囲をご教示ください。	別紙7を正とします。
102	別紙					別紙6 整備対象施設 若木浄水場整備対象施設(3/3)	監視制御設備にITVが含まれていますが、本項目に鶴島浄水場の監視制御設備ITV装置も含むとの理解で宜しいでしょうか。	鶴島浄水場のITV装置も更新対象となります。
103						別紙6 頁5 羽川西浄水場整備対象施設(1/3) 自家発電設備について	羽川西浄水場の自家発電設備について、対象施設が発電機、原動機、発電機盤、燃料タンク等と記載されていますが、別紙4事業範囲図(羽川西浄水場)には制御盤更新の記載となっております。更新区分をご教示ください。	要求水準書に示します。
104						別紙6・7 更新範囲	別紙6と別紙7に記載されている内容に差異があります。別紙7のフローシートが詳細を表しておりますので、別紙7を正としてよろしいでしょうか。 例)若木浄水場 取水施設 機械設備 別紙6:クレーンと記載あり。 別紙7:クレーンの更新内容の記載なし。	左記のご理解の通りです。

105					別紙7 更新対象範囲	更新対象範囲のCADデータをご提供戴くことは可能でしょうか。	CADデータの提供は行いません。
106					別紙7 更新対象範囲 羽川西浄水場 取水ポンプ・沈砂池設備フローシート(更新)について	東島田取水塔のNo.3取水ポンプ増設にあたり、停止時期、時間等に関する制約があればご教示願います。また、既設吐出ヘッダー管には、増設用の枝管が設置されているということでしょうか。	取水停止時間を含めて、更新期間中の水運用は事業者提案となります。指定された給水を継続できる範囲での停止は問題ありません。フローに示しているとおり、増設用の枝管が設置されており、巻末には閉止フランジが設置している状況です。
107					別紙7 更新対象範囲 羽川西浄水場 配水ポンプ設備フローシート(更新)について	No.3,6配水ポンプ増設にあたり、吐出ヘッダーの増設用分岐管に接続されている仕切弁は既設流用となっておりますが、仕切弁の健全性は確認済みでしょうか。(動作不良、漏水、止水性、等)	現状閉止のため漏水や止水は問題ないと判断しておりますが、動作確認は行っておりません。
108					別紙7 更新対象範囲 羽川西浄水場 配水ポンプ設備フローシート(更新)について	更新予定の取水ポンプ3台、配水ポンプ2台と苛性ソーダ注入ポンプ1台は既設受変電設備より電源供給と考えてよろしいでしょうか。 既設受変電設備の改造が発生する場合、関連工事(別途発注)と考えてよろしいでしょうか。	取水ポンプ1台、配水2台、苛性ソーダ注入ポンプ1台は更新ではなく、増設となります。電源供給は左記のご理解の通りです。
109	別紙7				鶴島浄水場 浄水処理設備フローシート(更新)	仕様表において、17洗浄水ポンプの台数「2(1)」、備考「1台増設」となっていますが、フロー図において1台はポンプ配管とも黒になっています。洗浄ポンプは配水ポンプ同様すべて赤(1台撤去・更新、1台増設)と考えてよろしいでしょうか。	洗浄水ポンプは予備機がないため、今回事業で1台増設します。このため、1台は既設流用(更新対象外)、1台は新設(増設)となります(フロー図が正と考えて下さい)。
110	別紙7				鶴島浄水場 浄水処理設備フローシート(更新)	15配水ポンプ、17洗浄水ポンプ、19真空ポンプの基礎は、既設流用と考えてよろしいでしょうか。	既設流用が可能であれば、流用は可とします。
111					別紙7 更新対象範囲 鶴島浄水場 浄水処理設備フローシート(更新)について	鶴島浄水場の設備修繕にあたり、停止時期、時間等に関する制約があればご教示願います。(着水井、配水井、排水処理設備の機器・配管施工時は、浄水処理を停止する必要がありますと考えます。)	必要配水量及び配水圧力が確保できれば設備停止時期の条件はありません。
112					別紙7 更新対象範囲 鶴島浄水場 浄水処理設備フローシート(更新)について	深井戸水中ポンプは最低2台運転継続で浄水処理、配水対応可能と考えてよろしいでしょうか。	鶴島浄水場は常時稼働施設ではありませんので、水運用計画により、何m ³ /日の配水を行うかによりますが、2台運転で施設能力をフルに発揮できると考えています。
113					別紙7 更新対象範囲 鶴島浄水場 浄水処理設備フローシート(更新)について	鶴島浄水場の急速ろ過機は、鶴島浄水場、若木浄水場、羽川西浄水場の合計公称能力を踏まえ、1槽停止させ、1槽ずつろ過交換、塗装修繕を実施すると考えてよろしいでしょうか。	鶴島浄水場は常時稼働施設ではありませんので、若木・羽川西で給水量を満たすことができれば、複数台同時施工でも問題ありません。
114					別紙7 更新対象範囲 鶴島浄水場 浄水処理設備フローシート(更新)について	更新予定の深井戸取水ポンプ及び配水ポンプと増設予定の洗浄水ポンプは、既設受変電設備より電源供給と考えてよろしいでしょうか。 既設受変電設備の改造が発生する場合、関連工事(別途発注)と考えてよろしいでしょうか。	更新対象の深井戸取水ポンプは1号、2号となり、2号は鶴島浄水場外となります。配水ポンプ、洗浄水ポンプはご理解の通りです。軽微な内容ではなく、既設メーカーの優位性が出てしまう既設の機能増設については関連工事範囲となります。
115					別紙7 更新対象範囲 若木浄水場 取水～沈砂池設備フローシート(更新)について	取水ポンプ、排砂ポンプ更新にあたり、停止時期、時間等に関する制約があればご教示願います。また、吐出ヘッダーの増設用分岐管に接続されている逆止弁は既設流用でしょうか。	取水停止時間を含めて、更新期間中の水運用は事業者提案と考えます。指定された給水を継続できる範囲での停止は問題ありません。逆止弁は既設流用で問題ありません。
116					別紙7 更新対象範囲 若木浄水場 取水～沈砂池設備フローシート(更新)	若木浄水場の取水ゲートを更新するにあたり、水中にある扉体及び躯体側の枠(戸当たり)を交換する際には取水を停止する必要があるかと思われませんが、工事のために取水を停止できる制限時間をご教示ください。	No.115を参照。
117					別紙7 更新対象範囲について 若木浄水場 急速ろ過設備フローシート(更新)について	急速ろ過池は、形式：自然平衡式との記載があり、既設：8池/組×3を、今回：8池/組×3となっていますが、更新後の急速ろ過池の形式は、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
118					別紙7 更新対象範囲 若木浄水場 排水処理設備フローシート(更新)について	排水返送ポンプ更新にあたり、停止時期、時間等に関する制約があればご教示願います。	制約はありません。
119					別紙7 更新対象範囲 若木浄水場 排水処理設備フローシート(更新)	フローシート上、機器番号⑦と⑧がそれぞれ2つつ重複しております。どちらが正しいかご教示ください。	中央部に記載のサイクロンと圧入タンクが正であり、左に記載の水槽とポンプは誤りとなります。なお、場内給水から接続されている当該水槽とポンプを経由する系統は不要となります(提示したフローが誤りとなります)。
120					別紙7 更新対象範囲 若木浄水場 フローシート(更新)について	場内配管の大口径バルブ更新にあたり、停止時期、時間等に関する制約があればご教示願います。	停止時期の制約はありません。停止時間については更新期間中の水運用は事業者提案と考えます。指定された給水を継続できる範囲での停止は問題ありません。
121					別紙7 更新対象範囲 システム構成図について	※2更新に伴う機能増設は事業範囲外(別途工事)としている内容は、今後のプロポーザル公告で明示されると考えてよろしいでしょうか。	事業者提案により内容が異なる可能性があるため、内容の明示を行いません。
122					別紙7 更新対象範囲 システム構成図について	羽川西浄水場と接続している場外施設(No.7~12深井戸)のローカル側の子局TMが対象となっていませんが、対象範囲に含まれるでしょうか。	対象範囲となります。別紙を修正します。
123					別紙7 更新対象範囲 システム構成図について	羽川西浄水場の配水ポンプと東島田取水塔の取水ポンプ、薬品注入設備は別紙6にて整備対象施設となっております。システム構成図上には、一部更新として追記されると考えてよろしいでしょうか。	一部更新ではなく設備の増設になります。機能増設は別途工事となりますのでシステム構成図上の追記はありません。
124					別紙7 更新対象範囲 システム構成図について	若木浄水場において、「200V負荷設備」が全て既設流用に見受けられますが、SQC及びコントロールセンタ等は更新対象でよろしいでしょうか。別紙6の若木浄水場整備対象施設から既設流用と考える設備は、「No.48建築附属設備 外灯、照明、分電盤、ファン、エアコン等」と想定しております。	200V負荷設備のSQC及びコントロールセンタの更新は表10 関連工事No.1の若木浄水場中央監視設備修繕範囲となりますので、本事業範囲外となります。ただし、若木浄水場の監視設備更新時にこのSQCを流用するか更新するかは事業者提案となります。

125					別紙7 更新対象範囲システム構成図について	羽川西浄水場の場内系と場外系を接続するコントローラ(GW)、伝送装置が赤表示となっていますが、公平性の観点から、関連工事(別途発注)として頂けないでしょうか。	更新設備において必要な機能の構築は本事業範囲、既設の機能増設が必要となる場合は関連工事として別途実施とします。
126					別紙7 更新対象範囲システム構成図について	若木浄水場と鶴島浄水場の接続に関して、データウェイが直結で接続されているような赤色表示となっていますが、若木浄水場と鶴島浄水場間の信号接続は、事業者提案と考えるとよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
127					別紙7 更新対象範囲システム構成図について	若木浄水場と羽川西浄水場の接続に関して、「モデム+GW」での接続で赤色表示されていますが、若木浄水場と羽川西浄水場間の信号接続は、事業者提案と考えるとよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
128					別紙7 更新対象範囲システム構成図について	羽川西浄水場の自家発設備について、場内系の「受変電、自家発入出力盤」との信号接続ではなく、場外系の(SQC-2)、計装変換器盤(KP-1)に接続されているように見受けられますが更新後は自家発入出力盤に接続する事でよろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
129					別紙7 更新対象範囲システム構成図について	羽川西浄水場の場内監視装置を新規設置することとし、場内監視装置とは機能を分離した形で設置することによろしいでしょうか。	左記のご理解の通りです。
130					別紙8 内面防水塗布図	別紙8内面防水塗布図では、内面防水塗装の仕様として、ポリウレタ樹脂塗装と記載されていますが、工事費見積の為、詳細な塗装の仕様をご教示ください。	別紙8は参考図であり、内面防水工の仕様は事業者提案となります。
131	別紙10				目標水質	目標水質と表題の記述がありますが、表には契約水質基準と示されています。契約水質基準の取り扱いは要求水準で示される事項、または提案事項として理解して宜しいでしょうか。	要求水準書に示します。
132					その他	撤去機器及び施工範囲にアスベスト含有物は無いでしょうか。アスベスト含有物がある場合は、対象をご教示ください。また、ご回答いただいた箇所以外に、アスベスト含有物が判明した場合、協議対象との理解でよろしいでしょうか。	アスベスト含有物はないと考えております。アスベスト含有物が判明した場合は左記のご理解の通りです。
133					その他	撤去機器にPCB含有物は無いでしょうか。PCB含有物がある場合、対象をご教示ください。また、ご回答いただいた箇所以外に、PCB含有物が判明した場合、協議対象との理解でよろしいでしょうか。	PCB含有物はないと考えております。PCB含有物が判明した場合は左記のご理解の通りです。
134					その他	事業提案書提出前に電力会社、所轄消防署と事前協議を行うことは可能でしょうか。	電力会社、所轄消防署から水道事業に問い合わせがあっても回答はいたしません。提案書提出前に事前協議を行うことは可能です。